

国民年金 事案 55

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から57年3月まで

昭和56年5月11日に国民年金保険料の口座振替の申込みをした際に、昭和56年4月から同年6月までの分については、その場で夫名義の預金通帳から引き出して納めるとともに、その後は同じ預金口座から口座振替で納めていた。また、当時の家計簿にも国民年金保険料を納入した記載があり、未納であるはずがない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫名義の預金通帳においては、申立人の主張するとおり、昭和56年5月11日に当時の3か月分の国民年金保険料額の引出しが確認できるとともに、56年9月、12月、57年3月に同額が国民年金保険料として口座振替されていることが確認できる。また、申立人の家計簿においても、当時の国民年金保険料の支払額が記載されているとともに、申立人は申立期間において三度にわたり住所変更していることから、記録の移管事務が適切に行われなかった可能性が高かったものと考えられる。

さらに、申立人の申立期間以外の国民年金加入期間については、国民年金保険料はすべて納付済みとされている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から52年3月まで

結婚してからは、夫が、3か月に一度、夫婦二人分の国民年金保険料を納めていた。申立期間について、夫は納付済みとなっているが、私だけが未納となっていることは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫とともに自営業を営み、夫婦の国民年金保険料の納付年月日は、確認できる昭和47年度及び平成4年度以降についてはすべて同一であり、夫婦一緒に国民年金保険料を納付していたものと認められ、申立人の申立期間のみが未納とされていることは不自然である。

また、申立人及びその夫は、昭和49年6月に転居し、昭和49年度の途中から、転居先の市において保険料を納付し始めたが、申立人から提出された同年度の国民年金保険料納入通知書兼領収証書に記載された申立人の国民年金手帳の記号番号に誤りが認められる。このことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、正しく記録されなかった可能性が高いと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 7 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月から 61 年 3 月まで

私は、国民年金保険料を婦人会経由で納付していた。集金日には皆で近所の公民館に集まり、お茶を飲みながら世間話をするのが当時の楽しみであったのでよく覚えている。

しかし、申立期間については、未加入・未納と記録されているとのことだが、自分だけが未納ということは考えられず、納得できない。当時一緒に納付していた婦人会員も一緒に婦人会で納付していたことを署名簿で証明してくれている。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者台帳においては、申立期間の始期である昭和 57 年 7 月 1 日に任意加入へ種別変更となり、同日、資格喪失と訂正されているが、結婚した 46 年 4 月から任意加入となるべきであり、不自然な記録である。

また、申立人が保険料を納付していたとする婦人会が納付組織であり、かつ申立人がその会員であったことは、市役所に保管されている国民年金被保険者名簿等により確認できるとともに、婦人会における保険料の集金の実態についても当時の市役所職員の証言から申立てどおりであることが認められる。さらに、当時の婦人会員 2 名から申立人を含む婦人会の納付状況について聴取したところ、申立内容を裏付けるとともに、婦人会員の中で長期間未納があれば知らないはずはなく、申立人が申立期間に未納であったはずはない旨の証言が得られた。

加えて、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間については保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

国民年金 事案 58

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年5月から51年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月から51年7月まで

昭和48年5月に夫とともに国民年金に加入して、夫の分と一緒に保険料を納付していた。夫の記録は納付済みとなっているのに、自分の分が未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後はすべて国民年金保険料を納付している。また、国民年金手帳の記号番号が夫と連番で付されていることから、夫婦と一緒に保険料を納付する意思があったと推測され、夫は申立期間中はすべて納付済みとなっている。

さらに、昭和51年8月に強制加入から任意加入への種別変更が行われているが、当該種別変更には理由が見当たらず、行政の事務に過誤が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から49年3月まで
昭和49年に、夫婦同時に遅れて国民年金に加入し、49年と50年の2回にわたり20歳にさかのぼり納付した。その納付金額は高額であり、妻の退職金で納めたため覚えている。確定申告書(控)があり、まとめて支払った記憶もあるので未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和49年分の確定申告書(控)には、申立人及びその妻の2人分の国民年金保険料の支払額が記載されており、その額は、申立人及びその妻について、当該年度の国民年金保険料額を大幅に上回る金額であり、申立人の主張するとおり、20歳にさかのぼり納付した国民年金保険料額の一部と考えるのが相当である。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人の年金手帳の交付日は昭和50年3月24日とされている一方、昭和49年4月から12月までの分について申請免除とされており、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

さらに、申立人及びその妻は、申立期間後の33年間については、国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月から49年3月まで
昭和49年に、夫婦同時に遅れて国民年金に加入し、49年と50年の2回にわたり20歳にさかのぼり納付した。その納付金額は高額であり、自分の退職金で納めたため覚えている。確定申告書(控)があり、まとめて支払った記憶もあるので未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和49年分の確定申告書(控)には、申立人及びその夫の2人分の国民年金保険料の支払額が記載されており、その額は、申立人及びその夫についての当該年度の国民年金保険料額を大幅に上回る金額であり、申立人の主張するとおり、20歳にさかのぼり納付した国民年金保険料額の一部と考えるのが相当である。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人の年金手帳の交付日は昭和50年3月24日とされている一方、昭和49年4月から12月までの分について申請免除とされており、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

さらに、申立人及びその夫は、申立期間後の33年間については、国民年金保険料をすべて納付していることを踏まえると、申立人は、申立期間の国民年金保険料相当額を納付していたものと認められる。

しかしながら、昭和41年8月から44年1月までは厚生年金保険の被保険者であり、昭和44年2月から47年12月までは共済組合の組合員であるため、昭和43年3月から47年12月までは国民年金の被保険者となり得る期間ではないことは明らかであるから、この期間の記録の訂正を行うことはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の納付記録については、申立期間のうち、昭和48年1月から49年3月までについて国民年金保険料の納付があったものとして記録を訂正することが必要である。

国民年金 事案 61

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月から同年11月までの期間、48年3月及び同年4月、48年12月から49年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年8月から47年3月まで
② 昭和47年5月から同年11月まで
③ 昭和48年3月及び同年4月
④ 昭和48年12月から49年2月まで

申立期間のうち、①昭和45年8月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、母親が母自身の保険料と私の分を併せて市役所で納付していたはずである。

また、申立期間のうち、②昭和47年5月から同年11月までの期間、③48年3月及び同年4月、④48年12月から49年2月までの期間については、還付金を受け取った記憶がないにもかかわらず、納付した保険料が還付されたことになっており、未加入とされている。

これらの期間について、未納又は未加入と記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間のうち、②昭和47年5月から同年11月までの期間、③48年3月及び同年4月、④48年12月から49年2月までの期間については、いずれも国民年金の強制被保険者であり、社会保険庁の記録を前提としても、事実と異なる資格喪失手続により還付手続が行われたこと等が認められることから、当該期間すべての保険料が納付されていたものと考

えられる。

- 2 一方、申立期間のうち、①昭和 45 年 8 月から 47 年 3 月までの期間については、国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明であり、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、②昭和 47 年 5 月から同年 11 月までの期間、③48 年 3 月及び同年 4 月、④48 年 12 月から 49 年 2 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生年金 事案 6

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、申立人が主張する昭和 38 年 7 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については 3 万 3,000 円とすることが妥当である。

第 2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

平成 18 年 9 月に厚生年金保険被保険者期間の照会をしたところ、A 銀行（現：B 銀行）C 支店にて昭和 38 年 6 月 1 日に資格喪失し、A 銀行本店にて同年 7 月 1 日に資格取得した記録の回答をもらった。

人事記録等を確認しても継続した在職期間となっており、空白ができることは考えられない。

第 3 委員会の判断の理由

給与明細書及び人事記録から、申立人が申立てに係る会社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、社会保険事務所が管理している被保険者名簿では、申立人は昭和 38 年 6 月 1 日に C 支店にて資格喪失しているにもかかわらず、同月に同支店より標準報酬月額の随時改定が行われたことが記録されている。この随時改定の記録を前提とすると、申立人が同月 1 日に資格喪失した旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和 38 年 7 月 1 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の被保険者名簿において標準報酬月額が 3 万 3,000 円と確認できることから、3 万 3,000 円とすることが妥当である。

厚生年金 事案 7

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、申立人が主張する昭和 62 年 10 月 16 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については 30 万円とすることが妥当である。

第 2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 10 月 16 日から同年 11 月 1 日まで

厚生年金の被保険者期間が 1 か月欠落しているが、昭和 51 年 9 月 16 日から平成 15 年 2 月 15 日まで一度も退職せず A 百貨店に勤めていたの
で、納得がいかない。正しい記録に訂正して欲しい。

第 3 委員会の判断の理由

賃金台帳兼源泉徴収簿等から、申立人が申立てに係る会社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金基金の加入記録において、昭和 62 年 10 月 16 日の異動日が、同基金の代行返上時に同年 11 月 1 日とされたことが、事業主が保管していた被保険者記録突合チェックリストから確認できる。

さらに、申立てに係る事業所において、昭和 62 年 10 月 16 日又は同年 11 月 1 日に資格取得した他の被保険者 2 名には被保険者期間の欠落は見られない。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する、昭和 62 年 10 月 16 日に被保険者資格を取得した旨の届出を、事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、昭和 62 年 10 月の標準報酬月額については、厚生年金基金の加入記録の記載及び社会保険事務所の被保険者名簿における転勤後の期間の記録から、30 万円とすることが妥当である。

北海道国民年金 事案 4

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年3月まで

昭和44年、国民年金に任意で加入し、当初は自宅に集金に来ていたが数年後中止となり、それ以後は市役所で納入してきたので、昭和49年1月から同年3月の3か月分が未納となっていることに納付できない。当時は、国民年金制度発足に対して感謝し、加入したので未納はあり得ない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に任意で加入し、申立期間である3か月を除いて、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間については、保険料額の改定により生じた差額が納付済みとされており、その後差額の保険料が還付された形跡も無いことから、申立期間の国民年金保険料について納付済みとされていたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案5

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から60年3月まで

私は、申立期間について免除申請を出したことになっているが、思い当たりが無く、A町役場に問い合わせたところ、間違いなく納付しているとの回答を得ているので、免除のままでは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、社会保険庁の被保険者台帳の記録では申請免除の承認期間とされ、保険料納付が無いこととされているが、A町の被保険者台帳の納付記録欄は、「申免」とされた後に納付年月日が記載されており、A町は申立人の申立期間について、保険料が納付済みであることを認めている。

また、併せて記載されている納付金額も当時の保険料額と一致している。

さらに、申立期間に係る申立人の妻のA町の被保険者台帳の記載は、申立人と同様であるが、社会保険庁の記録では納付済みとなっていることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案6

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年1月から同年3月まで
昭和42年に結婚し、47年12月から国民年金に任意加入した。
昭和50年4月からはA区役所で口座振替の手続を行って保険料を納付しており、昭和51年1月から同年3月までの3か月分が納付されていないというのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年12月に国民年金に任意加入してから現在まで、申立期間を除き、保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間前後で国民年金に任意加入していた事情から、国民年金保険料納付の意識は特に高かったものと思われ、これまで国民年金と厚生年金の切替手続を複数回行っているが、いずれも適切に手続が行われている。

さらに、申立期間は短期間であり、その期間のみ未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案7

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年12月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年12月から59年3月まで

昭和58年12月から59年3月まで、国民年金保険料が未納となっている。国民年金保険料は支払っていたと妻が記憶しているので、納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は短期間であり、申立人は申立期間を除き、国民年金加入期間について保険料をすべて納付している。

申立人は、昭和58年12月に厚生年金の資格を喪失したのち、60年3月に国民年金の加入手続を行っているが、未納となっていた保険料のうち、申立期間直後の59年4月から60年3月までの保険料を、60年6月、7月及び8月に分割して過年度納付しており、申立期間の保険料についても、その時点で過年度納付が可能である期間であったことから、あえて申立期間のみ保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 8

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月まで

私は、夫の退職後に、夫婦で国民年金に同時に加入し、夫と自分の分の国民年金保険料を納めていた。夫の分は昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月まで納付となっているのに、自分の分が未納とされていることについては納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は短期間であり、申立人は、申立期間を除き、保険料はすべて納付済みである。

また、年金手帳記号番号の払出しから、申立人と夫は同時に加入手続きをしていると考えられ、夫について、申立期間の保険料は納付済みである。さらに、夫婦の保険料納付年月日は、納付日が確認できる平成元年 4 月から 5 年 10 月まですべて同一であり、夫婦で一緒に保険料を納付していたという申立人の主張は信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 9

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月から同年 3 月まで

昭和 50 年 9 月、A 区役所で国民年金任意加入の申請をした。任意加入のことは同時期に結婚した同僚から聞いていた。昭和 51 年 9 月に第一子を出産したが、支払わなければならないものについては子供を連れて、近くの銀行で納期に遅れることなく払っていた。

領収書については保管していないが、昭和 50 年 9 月から国民年金保険料はすべて納付しており、昭和 51 年度の 3 か月のみを忘れることは考えられない。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、当時、申立人の夫は厚生年金加入者であったが、申立人は国民年金に任意加入しており、さらに、昭和 53 年度からは、国民年金保険料を前納で納付するなど、申立人の納付意識は高かったと考えられる上、申立人の申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛媛国民年金 事案 1

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年3月及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年3月及び同年10月

私たち夫婦は、それぞれ20歳の時から継続して国民年金の保険料を納付してきた。当時は、同じ団地の住民が当番で水道料金、国民健康保険料等を集金していたが、留守で支払いができなかった時には、次回の集金時に併せて支払う等により支払ってきたので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が居住している町では、昭和61年当時に国民年金保険料の集金を納付組織に委託する制度が存在していたほか、申立人が所属していた自治組織は国民年金保険料の取扱団体として登録されていたことが確認できる。

また、当時の納付組織における保険料の集金方法も、申立内容のとおりであったことが認められる。

さらに、申立人及びその妻は、2か月の申立期間を除く国民年金加入期間については、すべて保険料を納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛媛国民年金 事案2

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年3月及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年3月及び同年10月

私たち夫婦は、それぞれ20歳の時から継続して国民年金の保険料を納付してきた。当時は、同じ団地の住民が当番で水道料金、国民健康保険料等を集金していたが、留守で支払いができなかった時には、次回の集金時に併せて支払う等により納付してきたので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が居住している町では、昭和61年当時に国民年金保険料の集金を納付組織に委託する制度が存在していたほか、申立人が所属していた自治組織は国民年金保険料の取扱団体として登録されていたことが確認できる。

また、当時の納付組織における保険料の集金方法も、申立内容のとおりであったことが認められる。

さらに、申立人及びその夫は、2か月の申立期間を除く国民年金加入期間については、すべて保険料を納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛媛国民年金 事案3

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年12月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年12月から55年3月まで

私は、夫が会社に勤務していたときに国民年金に任意加入し、毎月、夫の給料日である25日から月末までの間に自宅(社宅)に集金に訪れる集金人(同社宅の住人)に国民年金保険料を支払っていた。領収書等をもたらした記憶はないが、任意に加入したのに未納であるはずがない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が居住している市では、昭和52年から55年当時、国民年金保険料の集金を納付組織に委託していたほか、申立人が居住していた社宅は納付組織に所属する者が集金を担当していたことが確認できる。

また、申立人は、当時、同じ社宅に居住していた集金人2人を記憶しており、そのうち姓名まで記憶していた1人については、昭和55年12月に集金人に就いたことが、市作成の集金人名簿で確認できることから、毎月、集金人に国民年金保険料を支払っていたとの申立内容は基本的に信用できる。

さらに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間については、すべて国民年金保険料を納付しており、任意加入の手続きをとりながら、その直後の28か月間のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛媛国民年金 事案 4

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、資格記録及び納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 7 月から同年 9 月まで

私は、夫が就職した際、国民年金の任意加入対象者となることを知らなかったため、その後も保険料を納付し続けていた。納付方法は、私や私の母親が農協等の金融機関に支払っていたほか、地区の集金人に支払ったこともあった。申立期間の 3 か月のみが未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間が 3 か月と短い上、申立期間を除き、国民年金保険料はすべて納付済みとされている。

また、領収書から判明する限りでは、申立期間前後の保険料は、いずれも前納又はほぼ期限内に納付されており、納付意識は高かったものと思われ、申立期間の 3 か月のみが未加入となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に資格を有し、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案2

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から49年3月まで

私は、昭和47年10月、夫の退職を機に夫婦一緒に国民年金に加入し、国民年金保険料も夫婦一緒に納付してきた。国民年金の加入手続や保険料の支払いは、すべて夫が行ってきたが、夫はすべての期間が納付済みとなっており、自分だけ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料はすべて納付済みで、一緒に保険料を支払ってきた夫は、申立期間も含め未納期間は無い。また、申立人の夫は、60歳以降も任意で国民年金に加入しており、夫婦における納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人及びその夫の当時の経済状況は、国民年金保険料を納付するのに問題はなく、夫婦一緒に加入手続した直後に、申立人の申立期間のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案3

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から43年3月まで

私は、昭和46年9月に夫の分と一緒に特例納付しているが、私の分だけ申立期間が未納とされていることが判明した。

当時の経済状況は良好であり、妹の証言にもあるように特例納付していることに間違いはないはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、加入や支払等の国民年金に係る手続を夫婦一緒に行っており、申立期間以降の期間について、国民年金保険料及び厚生年金保険料は、すべて納付済みとなっている。

また、市町村の被保険者名簿によると昭和40年4月から昭和56年3月までの期間については、申立期間を除き、国民年金保険料の納付年月日が夫婦共同となっている。その上、申立人が保管していた領収証書によれば、昭和46年10月から47年12月までの期間、昭和49年10月から50年12月までの期間及び昭和51年4月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付年月日に加え、納付場所も夫婦共同であったと確認できる。

さらに、申立人及びその夫の当時の経済状況は良好であったと認められ、申立人が夫の分のみ特例納付することは不自然であり、申立内容に不合理な点は見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 4

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 2 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 2 月

社会保険庁のホームページで自身の年金記録を確認したところ、昭和 63 年 2 月の国民年金保険料だけが未納となっていた。昭和 62 年 8 月から国民年金保険料を区役所で納付していた記憶があり、63 年 2 月分だけ未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

未納とされている期間は、申立期間のみであり、かつ 1 か月と短期間であるとともに、申立人は国民年金加入期間について、申立期間を除き、保険料をすべて納付している。

また、平成 18 年 10 月からは国民年金保険料を前納しているなど、申立人の年金の納付意識は高いものと認められる。さらに、申立人は、日頃より国民年金保険料の納付は国民の義務であるという認識を持っており、経済的に困窮していたこともなく、申立期間に係る「昭和 63 年 2 月の時点で、同年 3 月 1 日からの就職も決まっており、同年 2 月分までは納付しなければいけないと思っていた。」との主張に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

栃木国民年金 事案2

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和49年4月から50年11月まで

申立期間については、班長を通じ、父が、同居している家族4名分をまとめて納税組合に納付していた。申立期間を含めて同居の父、母には未納期間が無く、また、申立期間は妻も納付済みとなっていることから、自分だけ未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以外は1か月を除き34年間未納とされている期間が無く、申立人の妻も、結婚前の2か月間及び結婚後も1か月を除けば申立期間も含め33年間未納は無いことから納付意識が高いと考えられる。

申立人及び同居している家族の納付記録をみると、申立人の結婚を機に家族全員の国民年金保険料が納税組合に支払われていたことが認められ、しかも、当初未納であった昭和46年4月から49年3月までの分は、昭和50年4月に過年度納付及び特例納付により支払われている。

また、同居の父、母には未納期間が無く、申立期間について、父が訪問を受けた班長に、あえて申立人の分のみを支払わずに、過年度納付及び特例納付を行なったとするのは不自然である。

さらに、現在も居住している隣人の証言によれば、申立期間当時、7家族で班を構成して、国民年金保険料の集金を納税組合に委託する制度が存在していたことも確認でき、申立内容にも不自然さは認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

栃木国民年金 事案 3

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月まで

申立期間については、市役所の出張所で国民年金保険料を一期分ずつ納付しており、納め忘れるはずがない。万一納め忘れていれば督促があったはずだが、そのような記憶もなく納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫は厚生年金加入者であったが、申立人は国民年金に任意加入し、以後、1 年余りの任意加入期間及びその後の申立期間を含む 35 年間の強制加入期間については、申立期間を除き、国民年金保険料は納付済みとなっている。

また、納付方法が確認できる昭和 60 年度から平成 17 年度までの保険料は、すべて現年度に納付しているなど、申立人の納付意識は高かったと考えられる。

さらに、申立人が申立期間に係る保険料を納付したと主張する市役所の出張所は、現在は移転しているが、申立期間当時、申立人の主張する場所に所在し、保険料収納事務を行っていたことが確認されている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岡山国民年金 事案 1

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 10 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月

夫が退職したため第 1 号被保険者となった昭和 61 年 11 月から 62 年 2 月までの国民年金保険料を社会保険事務所から送付された納付書で納付したところ、約半年後に、市町村から、夫の退職日が 61 年 10 月 30 日であったため、同年 10 月分が未納になっているとの連絡があり、その当日に役場で夫婦二人分の国民年金保険料（1 万円以上）を納付した。その際、国民年金手帳の被保険者となった日が訂正されたが、領収証は発行されなかった。

当時の記憶に間違いはなく、国民年金手帳を訂正しておきながら納付記録が無いことに納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、未納となっていた申立期間直後の昭和 61 年 11 月から 62 年 2 月までの国民年金保険料を過年度納付しており、申立期間は 1 か月と短期間である。

また、国民年金手帳の資格取得年月日訂正の経緯や、国民年金保険料を納付した際の状況及び費用の捻出方法に関する申立人の記憶は具体的であり、当時、市町村の年金窓口には女性職員が配置されていたという事実や申立人が納付したとする国民年金保険料額も夫婦二人分の当時の保険料とおおむね一致していることから、申立人の主張は信用できる。

さらに、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、昭和 61 年 3 月までは任意加入している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岡山国民年金 事案2

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年10月

会社を退職し、再就職するまでの昭和61年11月から62年2月までの国民年金保険料を社会保険事務所から送付された納付書により納付したところ、約半年後に、市町村から、退職日が61年10月30日であったため、同年10月分が未納になっているとの連絡があり、その当日に妻が役場で夫婦二人分(1万円以上)の国民年金保険料を納付した。その際、国民年金手帳の被保険者となった日が訂正されたが、領収証は発行されなかった。国民年金手帳を訂正しておきながら納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、未納となっていた申立期間直後の昭和61年11月から62年2月までの国民年金保険料を過年度納付しており、申立期間は1か月と短期間である。

また、国民年金手帳の資格取得年月日訂正の経緯や、国民年金保険料を納付した際の状況及び費用の捻出方法に関する申立人の記憶は具体的であり、当時、市町村の年金窓口には女性職員が配置されていたという事実や妻が納付したとする国民年金保険料額も夫婦二人分の当時の保険料とおおむね一致していることから、申立人の主張は信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

佐賀国民年金 事例 1

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 12 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和 43 年 12 月から 47 年 3 月まで

昭和 43 年 12 月から 47 年 3 月までの保険料が未納となっているが、当時は、町内会で集金をしており、母が家族全員分（父、母、姉、私）を支払っていた。

父、母、姉は納付済みとされているのに、私だけが未納となっているので、記録を訂正して欲しい。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付済みである。

申立期間当時、申立人は自営業を営む両親と同居し、姉とともに仕事を手伝っていたことから、申立人の母が家族全員の国民年金保険料の支払事務を行っており、姉より 1 歳年下の申立人の保険料のみを納付しなかったとは考えにくい。

また、申立人の両親及び姉は、申立期間中の国民年金保険料をすべて納付している。

さらに、当時、町内会が国民年金保険料を集金していたことは市によっても確認されている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

佐賀国民年金 事案 2

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 8 月から 50 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和 47 年 8 月から 50 年 1 月まで

厚生年金が未適用であった事業所に勤務していた昭和 47 年 8 月から 50 年 1 月の間の国民年金保険料が未納となっているが、当時は、婦人会で集金しており、妻が自らの保険料と併せ、私の分の保険料を支払っていたので、記録を訂正して欲しい。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間については国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間以外にも、厚生年金保険から国民年金への切替手続を 2 回行っているが、いずれも適切に手続を行っていることから、申立期間についても厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、保険料を納付していたと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、妻が夫婦二人分の保険料を婦人会を通じて納付していたと申し立てしているところ、当時、妻が所属する婦人会が婦人会会員に限定せず世帯の国民年金加入者全員を対象として国民年金保険料を集金していたことは、市及び近隣住民の証言によって確認できるとともに、申立期間について、妻は、社会保険庁の記録上、納付済みとされている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福島国民年金 事案 1

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (平成 18 年死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月まで

平成 18 年に死亡した夫の昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月までの 1 年分 (昭和 53 年度分) について、国民年金保険料は納入しているので、認めてほしい。

昭和 53 年 12 月に結婚したが、当時、夫の国民年金保険料納付の催促があった。しばらくそのままにしていたが、しつこく催促されるので 54 年の春に納付書にて郵便局でまとめて納付した。納付時期は新婚時期だったので確かである。

(注) 申立ては、死亡した申立人の配偶者 (妻) が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第 3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料の納付状況は、申立期間を除けば、昭和 46 年に 3 か月、50 年に 1 か月の計 4 か月という短期間の未加入 (厚生年金移行期間) はあるものの、それ以外の期間は納付されており、納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、妻は、婚姻前の期間を含め保険料はすべて納付しており、納付日が確認できる昭和 60 年度から現在まで、おおむね納付期限内に納付しているなど、妻自身の納付意識は高いことから、申立人と妻は、昭和 53 年 12 月に結婚して間もなく、夫の国民年金保険料納付の催促があり、翌 54 年春にまとめて納付したとの申立ては信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

兵庫国民年金 事案 2

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月まで

私は、子供がいないため、老後の備えの必要性を感じ、国民年金に任意加入した。加入した昭和 50 年 5 月から夫の第 3 号被保険者となる昭和 61 年 3 月までの間、保険料は銀行できちんと納付してきた。

しかし、社会保険庁の記録では、昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月が未納とされており、納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立人の夫は厚生年金加入者であったが、申立人は国民年金に任意加入し、11 年 10 か月の任意加入期間については、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人は 60 歳となつてからも新たに任意加入し、毎期、国民年金保険料を納期限内に納付していることは、納付意識の高さがうかがえるとともに、子供がおらず、老後の備えの必要性を感じて国民年金に加入したとの申立人の主張を裏付けるものとなっている。

また、申立期間の前後で申立人及びその夫の仕事や住所に変更はなく、申立人の生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間の 1 年分のみが未納とされ、その前後の期間について納付済みとされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

高知国民年金 事案 1

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から同年 6 月までの期間及び昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から同年 6 月まで
昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月まで

私は、申立期間の集金人の領収印がある国民年金印紙代金預り証を持っているにもかかわらず、当該期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立人から提出された国民年金印紙代金預り証は、いずれも当時市役所で発行されていたものであり、集金人が保険料を集金した際に預り証に押印していたことが確認でき、また、同預り証に領収印が残っている他の 15 か月分は納付済みとなっていることから、集金人の領収印のある申立期間についても、納付していたものと考えられる。

また、申立人の国民年金保険料は、申立人の父親が、父親自身及び申立人の母親の国民年金保険料とともに納付していたが、申立人の父親及び母親については申立期間における国民年金保険料は納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

広島国民年金 事案 2

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月から同年 3 月まで
昭和 56 年 1 月に国民年金に任意加入し、以後、現在の厚生年金に加入する平成 9 年 7 月分までの国民年金保険料はすべて納付している。
また、申立期間を含む昭和 58 年分の国民年金保険料については、夫の住民税特別徴収税額通知書及び給与簿により、社会保険料として控除申告されていることが明らかであり、未納となっていることは納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

当時、厚生年金に加入していた申立人の夫の住民税特別徴収税額通知書及び給与簿により、昭和 58 年分の社会保険料を控除申告していることが確認でき、その金額は申立人の申立期間を含む同年分の国民年金保険料額と合致している。

また、申立人は、任意加入した昭和 56 年 1 月以降、申立期間を除く国民年金加入期間について保険料はすべて納付しており、夫についても、婚姻後の国民年金保険料はすべて納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

鹿児島国民年金 事案 1

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 4 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月から 43 年 3 月まで

昭和 47 年頃、役場から未納通知がきたので、夫と二人分の未納分を 3 回に分けて役場出張所で直接納付した。その際、役場担当者から「これですべて済みました。」と言われた。領収証も無く、金額も覚えていないが、すべて支払ったはずであり、役場担当者からすべて済んだとの説明も受けているので、未納とされていることに納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 4 月の国民年金制度発足当初から 60 歳に到達するまでの間、申立期間の 36 か月を除き、国民年金加入期間については国民年金保険料をすべて納付している。

また、特例納付の取扱いについては、納付は先に経過した月の分から順次行うものと規定されているが、社会保険庁の記録では、昭和 43 年度分及び 44 年度分については、2 回の特例納付により納付されたことが確認されることから、当時、社会保険庁の記録上も、申立期間について、納付済みとされていたものと考えられる。

さらに、昭和 47 年当時、町役場において特例納付の勧奨が行われていたことが認められ、役場からの未納通知を受け納付したとの申立人の主張に沿うものとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年3月、同年10月及び平成9年12月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月及び同年10月
平成9年12月から10年3月まで

私は、県立高等学校の臨時的任用職員として勤務し、任用されていない平成4年3月及び同年10月の国民年金保険料については、1か月でも納付しなければならないのかと思いながらも町役場の中にあつた銀行窓口にて納付した。また、同様に平成9年12月から10年3月までについては、次にいつ任用が決まるか分からないため、1か月ずつ分割して町役場の中にあつた銀行窓口にて納付していた記憶がある。未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、平成4年3月、同年10月及び6年4月から同年12月までの被保険者としての地位の確認は、7年1月以降の第3号被保険者該当届の提出を契機に遡って行われたものと考えられ、また、6年4月から同年12月までの国民年金保険料は7年3月にまとめて納付されている。このことを前提とすると、7年1月以降の第3号被保険者該当届が提出されるまでは、申立期間は、未加入期間とされ、国民年金保険料が納付されていなかったことになり、該当届提出の時点では平成4年3月及び同年10月分は時効で制度上納付することができないこととなる。

また、同様に平成9年12月から10年3月までの被保険者としての地位の確認は、13年5月に遡って行われており、この時点では9年12月から10年3月までは時効で制度上納付することができないこととなる。

申立人は、任用期間が終了した直後に国民年金加入への切替手続きを行い、国民年金保険料を納付してきた旨主張するものの、平成13年以降の7回にわたる切替手続きのうち6回は、社会保険庁から申立人に対し国民年金の加入勧奨が行われた後に行われていることが確認でき、このような事情を考慮すれば、申立期間の社会保険庁の記録が事実と反することをうかがわせる事情は存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

国民年金 事案 63

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 2 月から同年 8 月までの期間及び 46 年 2 月から 51 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 2 月から同年 8 月まで
昭和 46 年 2 月から 51 年 3 月まで

58 歳の時に届いた国民年金に関する通知の内容について問い合わせたところ、保険料が未納となっている期間があることを知った。

結婚前は自分で納付していたし、昭和 47 年 10 月の結婚後は妻が集金人を通じて納付していたので未納ということはない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の手帳記号番号が払い出された昭和 52 年 3 月時点では、すでに申立期間の一部が時効により納付できないこととなっており、これを納付するには特例納付によることとなるが、申立人は国民年金保険料を一括して納付した記憶がないと述べている。また、申立人及び妻から聴取しても、加入手続の時期や納付金額等は明確ではなく、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明であり、ほかに申立期間について、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間は 5 年以上と長期間である上、申立人には申立期間以外にも国民年金の未加入期間が多く見受けられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生年金 事案 8

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金に加入していた事実がない旨の回答をもらった。保険料控除の事実が確認できる在職期間中の給与明細があるので、申立期間について被保険者であることを認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった A 社発行の昭和 44 年 9 月分及び 10 月分の給与明細において、厚生年金保険料の控除は確認できるものの、申立人の給与総額からみて、同保険料の額は、10 分の 1 程度の控除額となっている。

一方、申立人の失業保険の記録では、昭和 44 年 9 月 1 日に資格を取得しているが、上記給与明細では、昭和 44 年 9 月分及び 10 月分の失業保険料が控除されていないことが認められる。

そして、昭和 44 年 9 月分及び 10 月分の給与明細で控除されている厚生年金保険料は、両月の失業保険料に相当する。

このため、当該給与明細書においては、失業保険の保険料が誤って厚生年金の欄に記載されたものと認められる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生年金 事案9

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 64 年 1 月 1 日から 5 年 5 月 1 日
② 平成 5 年 12 月 26 日から 6 年 2 月 1 日
③ 平成 6 年 12 月 26 日から 7 年 1 月 9 日
④ 平成 7 年 12 月 24 日から 8 年 1 月 6 日
⑤ 平成 10 年 12 月 27 日から 11 年 1 月 1 日

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、記録されている期間の内容が自分の認識と異なっている。平成元年から 18 年 2 月末までは同じ会社に勤めており、申立期間に係る給与明細を提出するので調査を依頼したい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給与明細及び源泉徴収票では、申立期間に係る厚生年金保険料は控除されていない。

また、申立人は、事業主からの指導もあり、申立期間（上記④の期間を除く。）において、いずれも国民年金に加入し、その保険料を納付している。

さらに、当該事業所は、平成 5 年 5 月 1 日に厚生年金の適用事業所となっているが、同日以降の他の従業員の厚生年金及び国民年金の加入状況を見ると、申立人と同様の期間において国民年金に加入し、その保険料を納付しているケースが相当数見られる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。